



消費者生活センターを ご利用ください



資料コーナー・展示場(情報・閲覧プラザ)を利用できます!

くらしに役立つ図書等の収集や、消費生活に関するパネルの展示を行っています。図書等の閲覧やDVDの視聴、貸出も行っています。また、消費生活に関する各種リーフレットも配布しています。

衣食住、インターネット関連など消費者力を高めて、賢く商品・サービス等を選択しましょう。

- 利用時間 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時
- 収集資料 図書、雑誌、行政資料、新聞記事、DVDなど
- 貸出 大田区在住・在勤・または在学の方(貸出は2週間) ご本人確認書類をご持参ください。
- 貸出冊数 図書・DVD 各4点まで
- レファレンスサービス



消費生活に関わる図書や情報の調べものは、資料コーナーの相談員がお手伝いします。貸出のできない資料もありますので、詳しくは相談員にお尋ねください。

消費生活のお困りごとは、お気軽にご相談ください

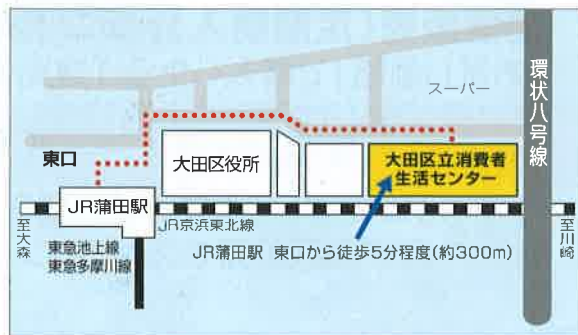
大田区立消費者生活センター

相談専用電話 ☎03(3736)0123

受付: 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後4時30分

土・日、祝日は国・都の機関がお受けします
いやや
消費者ホットライン ☎188

〒144-0052 大田区蒲田5-13-26-101
電話03(3736)7711(代表) FAX 03(3737)2936



誰でも相談できるの？

大田区に、在住・在勤・在学の方であれば、どなたでもご相談いただけます。ご本人が相談できない場合は、ご家族や地域包括支援センター等、高齢者等の見守りの方からのご相談も受けております。

※事業者からの事業に関するご相談はお受けしていません

相談を受けるにはどうしたらいいの？

- ・受付方法 電話または来所でご相談をお受けしています。
- ・相談時間 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後4時30分
- ・相談専用電話 **03-3736-0123**

※相談に関わる資料(契約書、領収書、経緯のわかるメモ)等をご用意いただくと、より具体的な話ができます。



誰が相談を聴いてくれるの？

消費生活相談員がお話を伺い、中立・公平な立場で問題の解決をお手伝いしています。

契約に関するトラブル、悪質商法の被害、商品やサービスに関する事等お気軽にご相談ください。ご相談は無料です。



こんな手口に要注意！

点検商法

住宅の屋根等を「無料で点検する」と突然家を訪れ、「工事をしないと危険」などと不安をあおり、契約させる。

<対策> その場で判断しない。身近な人や消費者生活センターに相談する。

通信販売(定期購入)トラブル

「お試し価格」で購入したら、「定期購入」が条件になっていた。

<対策> SNSやネット上の「お得」「今だけ」「初回お試し価格」などの広告を安易に信用しない。

注文ボタンをクリックする前に購入・返品条件をよく確認する。

注文の最終確認画面をスクリーンショットなどで残しておく。

消費者講座や生活情報誌を 活用しましょう。

消費者講座に参加しよう!

くらしに役立つ情報や消費者被害にあわないための知識を提供するため、「消費者講座」を開催しています。

開催内容は、区報や、大田区生涯学習ウェブサイト「おおたまなびの森」に掲載しますので、お電話等でお申込みください。幅広い方に参加していただけるよう保育(1歳6か月以上、小学校入学前まで)を設けた講座も開催しています。

<https://otamanabi-no-mori.city.ota.tokyo.jp>



実際に行われた講座のテーマ

- ・スマホ体験会～はじめてのスマホ・ネットトラブル
- ・気になるキャッシュレス、そのメリットと注意点
- ・知っておきたい相続税・贈与税
- ・初心者のための金融商品を選ぶポイント



生活情報誌「パレット」をチェックしよう!

悪質商法の手口や、消費生活相談の事例、日常生活に役立つ情報、消費者生活センターの取り組みなどを掲載しています。

消費者生活センター・特別出張所・文化センター・区民センター・地域包括支援センター等で配布します。

バックナンバーをご希望の方は、消費者生活センターにお問い合わせください。

こちらからもご覧いただけます。⇒



集会室を利用しよう!

会議やサークル活動等に利用できる集会室の貸出をしています。

インターネット <https://www.yoyaku.city.ota.tokyo.jp>

詳しくは「うぐいすネットガイドブック」をご覧ください



食品の放射性物質測定事業を行っています!

消費者の食品に対する不安解消を目的として、一般流通食品等に含まれる放射性物質の簡易測定を行っています。

<https://anshin-p.info>



生活展に行ってみよう!

毎年、大田区と消費者団体との共催で『大田区 生活展』を開催しています。

生活展の中で消費者団体は、消費者問題・防災・環境・健康・食の安全などの様々なテーマについてパネル展示等で活動発表を行っています。また、おもちゃ病院、手作りコーラ、パソコンでお絵描きなどの講座も開催されています。広く区民の方に参加してもらい、楽しみながら消費生活の知識を学べる場になるよう取り組んでいます。



出張啓発を活用しよう!

自治会やサークルなど区内の地域の方同士の集まり、高齢者施設や障がい者施設、区立中学校や区内の高等学校・専門学校等へ消費生活相談員が出張し、契約の基礎知識や悪質商法の手口と対策などの講座を行います。

出張啓発の申込、問合せ 03-3736-7711 (消費者生活センター) へ

高齢者に向けて

高齢者を狙った詐欺や悪質商法などの対策のため、老人いこいの家などを訪問しています。DVD上映や消費生活相談員が最近のトラブル事例を紹介し被害にあわないための対策などをわかりやすく説明しています。区内の指定場所にも出張します。

若い世代に向けて

スマートフォンやSNSが広く普及する中で、若者が契約に関するトラブルにあう事例が少なくありません。契約やエシカル消費など消費生活の基礎知識を身に付けてもらうための講座を行います。



特殊詐欺撃退

「自動通話録音機」を設置しよう!

区内在住の概ね65歳以上の方に「自動通話録音機」を無料で貸出しています。

自宅の電話に簡単に接続でき、相手に「この電話の通話内容は防犯のため録音されています」といった音声流れ、自動録音されます。

詐欺犯は通話内容が記録されることを嫌がるため、被害防止効果があります。ご希望の方は防災危機管理課、消費者生活センター、地域包括支援センター、区内警察署(大森、田園調布、蒲田、池上)まで本人確認書類をご持参のうえ、お越しください。



詐欺かなと思ったら

大森警察署	03-3762-0110
田園調布警察署	03-3722-0110
蒲田警察署	03-3731-0110
池上警察署	03-3755-0110
東京空港警察署	03-5757-0110

防災危機管理課生活安全担当 ☎03-5744-1634